

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 要人往  
来総務長官等訪沖(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43236">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43236</a>

田中總務長官

昭

43

1

22

5

25

北米局長

参事官

北米領事

田中總務長官の訪沖日程案

田中長官以下記日程(案)にて訪沖を予定し、現在南連事務所と通じ現地米側等(特連局にも)日程案作成の上

関係方面と折衝中、南連事務所より、明日中心に回電の見込み。

日程(案)

1A  
22日(月) 8:30 東京発 NW 1  
11:05 那覇着  
南連、高等弁務官、民政官と表敬訪問  
中食 高等弁務官招宴 (Fort Buckner)  
午後 琉政当局と、南部戦跡と廻り

GA-6

外務省

23日(火) 午前 琉政当局、沖縄自民党、復原協議会関係者と懇談

午後 中部視察

24日(水) 9:30~

11:00 高等弁務官と会談

15:40 那覇発

16:10 石垣着

同地視察

25日(木)

石垣発

宮古島へ、同地視察

13:05 宮古島発

14:05 那覇着

16:25 東京発 NW 4

18:27 東京発

(注) 本件在京米大使館に通報済み(43.1.10)

GA-6

外務省

秘  
まで

近藤外務審議官

北米局長  
参事官  
北米課長

総理府総務長官の沖縄  
訪問

43. 1. 12  
米 北

田中総務長官は1月22日より3月4日の予  
定に就任後初の沖縄訪問を実施されること

に内定していること。今般特選向の条件訪問  
日程(案)及び一行の乗機と入手1台の<sup>別添</sup>荷籠に

添付。

秘

田中總務長官沖繩訪問日程 (案)

43.1.10

(昭和43年1月22日～25日＝3泊4日)

要

日(曜日)	時	間	概	
22日(月)	8:30	11:05	2:35	東京発、那覇着 (NWA / 便)
	11:10	11:30	20	訖者会見 (空港)
	11:30	11:50	20	那覇空港発、南連着
	11:50	12:00	10	南連訪問
	2:00	12:30	30	南連発、フォート・バットラー、クラフター着
	2:30	13:45	1:15	高等弁務官招待昼食会
	14:00	14:15	15	高等弁務官府訪問
	14:15	14:55	30	高等弁務官府発、琉政着
	14:55	15:10	15	琉政訪問
	15:10	17:40	2:30	南部戦跡巡拝 (護国神社、たけり、塔、健児、塔、島守、塔、黎明の塔、防長英霊の塔) 東急ホテル着
	17:40	18:30	50	休憩
	18:30	20:00	1:30	總務長官主催夕食会 (東急ホテル)
	20:00	22:00	2:00	琉政行政主席主催夕食会
23日(火)	8:30	9:00	30	テレビ対談
	9:00	10:00	1:00	琉政首脳と懇談
	10:00	10:40	40	自民党幹部と懇談
	10:40	11:10	30	社大党幹部と懇談
	11:10	11:40	30	沖縄県祖国復帰協議会代表と懇談
	11:40	12:10	30	教職員協会の代表と懇談
	12:10	13:20	1:10	内外情勢調査(全島縦断)懇談会
	13:20	13:50	30	社会党幹部と懇談
	13:50	15:50	2:00	東急ホテル発 名護着
	15:50	16:50	1:00	北部各種団体と懇談 (北部会館)
	16:50	18:50	2:00	名護発、東急ホテル着
	18:50	19:30	40	休憩 (東急ホテル)
	19:30	21:00	1:30	夕食
	21:00	21:30	30	テレビ対談

総務長官 田中 龍雄

日(曜日)	時	間	摘	要	
24日(水)	8:00	9:00	1:00	経済界代表と朝食懇談	
	9:00	9:30	30	東急ホテル塔、弁務官府着	
	9:30	11:00	1:30	高等弁務官と会談	
	11:00	11:30	30	弁務官府塔、東急ホテル着	
	11:30	12:00	30	記者会見(東急ホテル)	
	12:00	13:10	1:10	昼食	
	13:10	13:40	30	福祉団体代表と懇談	
	13:40	14:00	20	婦人団体と懇談	
	14:00	14:30	30	東急ホテル塔、空塔着	
	14:40	16:10	1:30	那覇塔、石垣島着(南西航空 63便)	
	16:10	18:10	2:00	石垣島視察、観光ホテル着	
	18:10	19:10	1:00	休憩	
	19:10	20:40	1:30	入道各種団体と夕食懇談	
25日(木)	8:30	10:05	1:35	石垣市内視察、空塔着	
	10:05	10:35	30	石垣島塔、宮古島着(南西航空 82便)	
	10:35	11:45	1:10	宮古島視察、レストラン・グループ着	
	11:45	12:45	1:00	宮古島各種団体と懇談	
	12:45	13:05	20	レストラン・グループ塔、空塔着	
	13:05	14:05	1:00	宮古島塔、那覇着(南西航空 54便)	
	14:05	14:15	10	空塔塔、東急ホテル着	
	14:15	15:30	1:15	休憩(東急ホテル)	
	15:30	15:50	20	東急ホテル塔、空塔着	
	15:50	16:10	20	記者会見	
	16:25	18:27	2:02	那覇塔、東京着(N.W.A 4便)	

田中総務長官訪沖一行名簿

総務長官	田中龍夫
総理府特別地域連絡局長	山野幸吉
総理府特別地域連絡局援助業務課長	及川謙三
田中内務大臣秘書官	赤岡彌生
田中内務大臣秘書官事務取扱	柳川正顕
総理府特別地域連絡局総務課	宮田辰郎
外務省北米局北米課	佐藤行雄

秘  
無期限

北米局長 *[Signature]*

参事官 *[Signature]*

北米總領事 *[Signature]*

経済省 沖縄出張の際の

スケジュールの検討について

43. 1. 18  
未決

1月22日 沖縄に出発する経理局員中  
経済省の "那覇空港に於けるスケジュール"

(2) 及び、其等が所管する施設等の検討  
を 経理局より送付致し、その旨、別紙

のとおり行なう所。

中  
島  
子  
氏  
に  
送  
付  
す  
る  
に  
関  
し  
て  
の  
事  
を  
記  
す



那覇空港における

田中総務長官の

ステートメント

昭和四十二年一月二十一日

那覇空港における田中総務長官の  
ステートメント

(昭和四十三年一月二十二日)

私は、昨年十一月総理府総務長官に就任して以来、できればすくなくとも当地を訪問し、皆様にお会いして直接お話を聞き、また、沖縄の実情を実地によく確かめて見たいと思っております。また、内閣改造に引き続きこの国会審議や明年度沖縄援助費を含む昭和四十三年年度予算編成等の関係でその機会を得なかつ

たのであります。本日漸く念願が叶って当地を訪れることができまして、このことを喜んでおります。

私はこの機会に、戦後二十余年にわたる皆様の御苦勞に対し、心からお慰めの言葉を申し上げるとともに、あらゆる困難を乗り越えて今日の沖縄の繁栄を築き上げてこられた官民各位、ならいに御遺族の方々に、深く感謝と敬意を表するものであります。

さて、沖縄の皆さんをはじめ、全国民期待

のうちに進行され、昨年十一月の日米首脳会談においては、沖縄、小笠原諸島の施政権返還問題の解決促進が最も重要な議題とされたのであります。会談の結果につきましては、皆様既に御承知の如く、日米共同声明に明らかになされておられ、日米両国政府は、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針を明確にした上で、佐藤総理がジョンソン大統領との間の討議において、両三年内に施政権返還の時期について、両国間で合意すべきであると

強調されたことをも考慮して、沖縄の地位について、共同かつ継続的な検討を行なうことが合意されたのであります。さらに、沖縄の施政権返還にそなえて、沖縄と日本本土との一体化をすすめるため、日米琉球諮問委員会を沖縄に設置することについて合意をみ、これは近く発足することと相成っておりますが、この諮問委員会は、本土と沖縄との間の経済的、社会的及びそれと関連する各般の分野における格差を解消するため、極めて重要な役割

割を果すことにならうと思いません。

また、日本政府の明年度対沖縄援助費は、総額百五十三億円といわれました。うち一般会計分百二十五億円、産業開発資金等融資特別援助二十八億円でありまして、この措置によつて、沖縄の教育、民生福祉等の行政水準の向上はもとより、市町村の財政力を強化し、沖縄産業の進展をはかる等本土と沖縄の一體化を一段と強化できるものと信じます。

日米首脳会談において、直ちに返還時期の

決定を見なかつたことについては、種々の御不満もありました。しかし、共同声明に示されてゐるその内容は、沖縄問題の今後に画期的とも云うべき新しい道を拓いたものと信じます。

その意味で、沖縄問題の新段階を迎えた今日、私は日本政府の沖縄担当者としての重大なる責任を痛感するとともに、微力ながら全力をつくして、問題解決のために努力いたします。覚悟であります。

私の滞在日程は四日間の短かいものであり  
 ます。この間沖縄本島のほか、宮古島及び  
 石垣島を視察するとともに、アソカ高等弁  
 務官、松岡主席をはじめお会いする多くの官  
 氏の方々とお会いして、広く御意見を聞き、私  
 の沖縄に対する知識と経験を深め、これを沖  
 縄施策に反映していきたいと思っております。  
 関係各位の御協力、私のこのたびの視察  
 目的が充分達成できることを期待しておりま  
 す。



YR Tag  
総務参事官  
アツア課長

北米局長  
参事官  
北米課長

秘  
無期限

田中総務長官とアムカ一高等弁務官の会談  
#3. 1. 29. 米北

田中総務長官とアムカ一高等弁務官の会談は  
1月24日、高等弁務官府におい、約2時間向に

直に行政中中下、その家官次の通り。  
(北米課佐藤同席)

(日本側、山崎特達局長、高杉南連行長、及び  
援助業務課長、米側、カーペンター行政官、スティーブ  
北米課佐藤同席(通訳)

特別補佐官、エウランス局長、マクローイ海外局副  
同席、他、米側通訳1名同席)

米側、アムカ一高等弁務官より、昨年の佐藤・ジ  
ン会談後、沖繩に因り日米関係、新時代

に入つたこと、諮問年自会の登壇を待たせんと  
し、この報告は尊厳あり、高等弁務官の

権限外の事についての報告が出た場合、は  
向題を在京米大使に回送すること。現在、件は

は、各務方面で著しい進歩を示してあり、  
政治面でも本年下半期(移行に努力して)  
(0.5FR法へ)

る。アムカ、及び中野機会と云ふことは、米内  
のACと打ちあはせ、機会を中らつて、及政府

主義者か、この注を「行くべきところ」ことと  
述べた。

中に対し、田中総務長官より、別添会談要旨  
#三(一体化施策)の通り、答言を行つたこと

アムカ一高等弁務官より、米側一体化の諸施策  
について、提案全体として、趣旨が判つたこと

前置きとして、日本政府調査団について、  
反対については、諮問年自会、権限と護命

おとこら多々、<sup>の</sup>より調査を、<sup>の</sup>信内毎の登記  
直後に行なうとす。信内毎のイニニニニ中

すとはに有るとか、<sup>の</sup>配りあるとす。信内毎  
員会の決定<sup>の</sup>に送る、<sup>の</sup>なる総合調査と  
主作性を尊重し、<sup>の</sup>決定

行なう、日本政府も<sup>の</sup>中に対し協力する<sup>の</sup>こと  
~~形が~~行なう、<sup>の</sup>如何とすへた。中に対し、  
ニニニニニ

田中長官は、<sup>の</sup>信内<sup>の</sup>要旨<sup>の</sup>よう<sup>の</sup>に、日本政府  
が調査する<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>方式<sup>の</sup>に<sup>の</sup>指示<sup>の</sup>し、日本政府と<sup>の</sup>して

も準備と<sup>の</sup>との<sup>の</sup>2<sup>の</sup>面<sup>の</sup>に<sup>の</sup>答<sup>の</sup>言<sup>の</sup>が<sup>の</sup>あ<sup>の</sup>り<sup>の</sup>た<sup>の</sup>ま<sup>の</sup>た  
両者は、<sup>の</sup>信内<sup>の</sup>毎<sup>の</sup>の<sup>の</sup>決定<sup>の</sup>が<sup>の</sup>す<sup>の</sup>べ<sup>の</sup>る<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>、<sup>の</sup>新<sup>の</sup>有

等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>公表<sup>の</sup>は<sup>の</sup>す<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>合<sup>の</sup>意<sup>の</sup>した<sup>の</sup>。④  
~~の~~平<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>一<sup>の</sup>体<sup>の</sup>化<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、USCARも<sup>の</sup>中<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り  
更<sup>の</sup>に<sup>の</sup>平<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>官<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り

色々研究<sup>の</sup>は<sup>の</sup>た<sup>の</sup>が、<sup>の</sup>実<sup>の</sup>際<sup>の</sup>上<sup>の</sup>、<sup>の</sup>扱<sup>の</sup>ひ<sup>の</sup>を<sup>の</sup>す<sup>の</sup>べ<sup>の</sup>る<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>し  
問題<sup>の</sup>を<sup>の</sup>含<sup>の</sup>ん<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>す<sup>の</sup>。④<sup>の</sup>教育<sup>の</sup>已<sup>の</sup>の<sup>の</sup>度<sup>の</sup>止<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、  
ニニニニニ

琉球政府の<sup>の</sup>法律<sup>の</sup>改正<sup>の</sup>か<sup>の</sup>出<sup>の</sup>す<sup>の</sup>る<sup>の</sup>事<sup>の</sup>ら<sup>の</sup>す  
問題<sup>の</sup>を<sup>の</sup>思<sup>の</sup>う<sup>の</sup>か、<sup>の</sup>法律<sup>の</sup>改正<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、

政治<sup>の</sup>問題<sup>の</sup>と<sup>の</sup>惹<sup>の</sup>起<sup>の</sup>る<sup>の</sup>事<sup>の</sup>ら<sup>の</sup>す<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>を<sup>の</sup>指摘<sup>の</sup>し  
た。中<sup>の</sup>に<sup>の</sup>対<sup>の</sup>し、田中<sup>の</sup>長<sup>の</sup>官<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り、~~前<sup>の</sup>者<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、~~  
平<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り

は、困難<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>判<sup>の</sup>断<sup>の</sup>を<sup>の</sup>す<sup>の</sup>べ<sup>の</sup>る<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>、<sup>の</sup>一<sup>の</sup>体<sup>の</sup>化<sup>の</sup>の<sup>の</sup>方<sup>の</sup>向<sup>の</sup>  
への<sup>の</sup>協<sup>の</sup>力<sup>の</sup>を<sup>の</sup>求<sup>の</sup>め<sup>の</sup>る<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、  
USCARの<sup>の</sup>協<sup>の</sup>力<sup>の</sup>を<sup>の</sup>求<sup>の</sup>め<sup>の</sup>る<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、  
の<sup>の</sup>度<sup>の</sup>止<sup>の</sup>

日本政府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>琉<sup>の</sup>球<sup>の</sup>政<sup>の</sup>府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>取<sup>の</sup>扱<sup>の</sup>い<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>説<sup>の</sup>得<sup>の</sup>を<sup>の</sup>行<sup>の</sup>  
な<sup>の</sup>う<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、USCARの<sup>の</sup>協<sup>の</sup>力<sup>の</sup>を<sup>の</sup>求<sup>の</sup>め<sup>の</sup>る<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、  
ニニニニニ

従<sup>の</sup>う<sup>の</sup>に、田中<sup>の</sup>長<sup>の</sup>官<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り、<sup>の</sup>別<sup>の</sup>添<sup>の</sup>添<sup>の</sup>の<sup>の</sup>指<sup>の</sup>示<sup>の</sup>④<sup>の</sup>政治<sup>の</sup>問題<sup>の</sup>  
の<sup>の</sup>通<sup>の</sup>り<sup>の</sup>の<sup>の</sup>答<sup>の</sup>言<sup>の</sup>を<sup>の</sup>行<sup>の</sup>な<sup>の</sup>う<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>平<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り  
琉<sup>の</sup>球<sup>の</sup>政<sup>の</sup>府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>領<sup>の</sup>土<sup>の</sup>地<sup>の</sup>問題<sup>の</sup>、<sup>の</sup>領<sup>の</sup>土<sup>の</sup>地<sup>の</sup>問題<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>中<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>琉<sup>の</sup>球<sup>の</sup>政<sup>の</sup>府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>取<sup>の</sup>扱<sup>の</sup>い<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>説<sup>の</sup>得<sup>の</sup>を<sup>の</sup>行<sup>の</sup>  
な<sup>の</sup>う<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>平<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り

年<sup>の</sup>の<sup>の</sup>官<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り、<sup>の</sup>一<sup>の</sup>番<sup>の</sup>の<sup>の</sup>問題<sup>の</sup>の<sup>の</sup>あ<sup>の</sup>り<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>琉<sup>の</sup>球<sup>の</sup>政<sup>の</sup>府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>取<sup>の</sup>扱<sup>の</sup>い<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>説<sup>の</sup>得<sup>の</sup>を<sup>の</sup>行<sup>の</sup>  
な<sup>の</sup>う<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>中<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>琉<sup>の</sup>球<sup>の</sup>政<sup>の</sup>府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>取<sup>の</sup>扱<sup>の</sup>い<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>説<sup>の</sup>得<sup>の</sup>を<sup>の</sup>行<sup>の</sup>  
な<sup>の</sup>う<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>平<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り

と<sup>の</sup>こ<sup>の</sup>ら、<sup>の</sup>問題<sup>の</sup>と<sup>の</sup>大<sup>の</sup>き<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>中<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>琉<sup>の</sup>球<sup>の</sup>政<sup>の</sup>府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>取<sup>の</sup>扱<sup>の</sup>い<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>説<sup>の</sup>得<sup>の</sup>を<sup>の</sup>行<sup>の</sup>  
な<sup>の</sup>う<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>中<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>琉<sup>の</sup>球<sup>の</sup>政<sup>の</sup>府<sup>の</sup>の<sup>の</sup>取<sup>の</sup>扱<sup>の</sup>い<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>説<sup>の</sup>得<sup>の</sup>を<sup>の</sup>行<sup>の</sup>  
な<sup>の</sup>う<sup>の</sup>こと<sup>の</sup>に<sup>の</sup>つ<sup>の</sup>いて<sup>の</sup>は、<sup>の</sup>平<sup>の</sup>等<sup>の</sup>の<sup>の</sup>り







要 望 事 項 目 次

◎基本的事項	ページ
1 施政権返還の要請	1
2 国政への参加要請	1
3 行政主席公選の早期実現要請	1
◎本土との一体化策の推進方要請（別冊資料参照）	
1 教育の振興	3
教育援助の要請	3
校舎等の建設	3
教職員の資質ならびに福祉の向上	3
琉球大学の充実	3
私立学校の助成	4
育英奨学事業の拡充	4
体育施設の建設	4
2 社会福祉の拡充要請	4
各種保険の業務費の全額国庫負担	4
原爆被爆者の医療	4
南洋群島への慰霊団派遣に必要な経費	4
3 産業基盤の整備拡充と産業の振興要請	5
熱帯農業研究所の設置	5
道路港湾の整備拡充	5
住宅対策	5

◎自治権拡大の要請

1 布告・布令・指令の改廃	6
2 琉球政府裁判所の裁判権の拡大	6
3 米国民政府の各公社の琉球政府への移管と 琉銀株式の解放	6
4 日琉間の司法共助制度の確立	6
5 渡航文書の発給制度の一体化	7
6 国有地、県有地の管理権の琉球政府への移管	7
7 軍用地問題	7
8 旧日本軍飛行場用地の旧地主への返還	8
9 沖縄船舶および乗組員の保護権	8

◎その他の要請

1 市町村財政強化の援助	9
2 資金運用部資金に対する援助	9
3 警察装備および資器材強化について援助	10
4 警察通信施設強化のための援助	10
5 日琉警察間の直通電話回線の開設	10
6 大型救難艇の建造	11
7 戦前郵便貯金の払戻	11
8 一体化のための税制改正	12
9 米軍飛行場周辺の爆音防止対策	12
10 油流出事故	13

要 望 事 項

◎基本的事項

1 施政権の返還要請

昨年11月の佐藤・ジョンソン会談の共同声明で沖縄の施政権返還について基本的了解が付き、返還問題の継続的検討と一体化推進のための日米琉諮問委員会の設置について合意に達し、両3年以内に返還時期の目途をつけることが強調されています。

沖縄百万県民の最大の願望は、施政権の早期全面返還にありますので、この共同声明の線にそつて沖縄の祖国復帰が一日も早く実現するよう本土政府の強力な折衝を要望します。

2 国政への参加要請

沖縄が特殊な位置におかれているとはいえ、沖縄の住民が自国の政治に参加することは当然の権利であると考えます。施政権の返還に備えて本土との一体化をより強力に推進するためにも、沖縄県民が日本国民として保有する国政参加の権利の行使ができるよう早めに公職選挙法その他関係法規を整備することを強く要請します。

3 行政主席公選の早期実現要請

行政主席の公選は、住民多年の強い要望であり、その早期実現は沖縄における重要な政治課題の一つであります。

米国政府は、1950年4月の沖縄群島政府時代に知事公選を実施したが、1952年4月、対日平和条約の発効により琉球政府が発足したのに伴い、行政主席を任命制にしました。

以来立法院でも住民世論を背景に、いく度か全会一致で主席公選制の早期実現について要請決議を行ない強く訴えてまいりました。

その結果、1965年11月に大統領行政命令が改正され、従来の「立法院の指名に基づく高等弁務官の任命制」から「立法院議員による選挙制」に改められました。

しかし住民の目標は、あくまで主席の直接公選であります。

全住民の強い要望にこたえてことし内に主席公選が実現するよう要請します。

#### ◎本土との一体化策の推進方要請

佐藤・ジョンソン日米共同声明で沖縄の施政権返還について基本的了解が付き、極めて近い将来に復帰が実現するものと期待され、また、日米琉諮問委員会の発足に対処して琉球政府としても施政権の返還に備えて本土との一体化策や格差是正など復帰体制づくりの総合的な政策研究を行ない万全の態勢でのごため、行政府部内に「復帰体制政策研究会」を設置して活動を開始してお

ります。

これらの研究活動の成果が日米協議委員会および日米琉諮問委員会をはじめ今後の日米両国政府の外交折衝にも充分反映できるような格段のご配慮をくださるよう要望します。(別冊参照)

#### ノ 教育の振興

##### (1) 教育援助の要請

###### ア 校舎等の建設

校舎をはじめとする教育施設の現状は基準の70%にも達していない現状であり、一年でも早く本土水準に到達できるように今後とも一層財政援助を拡充してもらいたい。

###### イ 教職員の資質ならびに福祉の向上

本土との一体化推進のために、本土同様な公立学校共済制度の制定を予定しているが、これに要する技術的・財政的援助を行なつてもらいたい。

また、教職員の相互研修による資質の向上をはかるための各種教育研究団体奨励に要する経費の援助をしていただ

###### ウ 琉球大学の充実

琉球大学を本土の国立大学と同様に取扱い、保健学部の設置等、同大学の拡充計画の実施に要する経費の援助を続

けてもらいたい。

エ 私立学校の助成

沖縄の私立学校は創立してまだ日が浅く、その健全な育成には強力な助成を必要としているので、設備・備品・振興会助成・技術援助に要する経費を援助してもらいたい。

オ 育英奨学事業の拡充

沖縄における育英奨学事業を推進するため、高校・大学特別奨学生の生徒学生数を増員してもらいたい。

カ 体育施設の建設

総合競技場の体育館建設のための経費援助を行なってもらいたい。

2 社会福祉の拡充要請

(1) 沖縄にある現制度の各種保険の業務費の全額国庫負担と給付費の本土なみ負担をしてもらいたい。

(2) 第二次大戦中、広島・長崎で原子爆弾による被爆者の医療について昭和32年3月31日制定された法律第41号「原子爆弾による被爆者の医療等に関する法律」を沖縄の被爆者にも適用できるよう配慮していただきたい。

沖縄の被爆者数	232人	{	長崎	152人
			広島	80人

昨年暮、米軍の行可取得。(クイーン・エー・ブー)。  
 船は、沖縄船物(水産検査船)本土復帰の  
 日本政府が承認。2月内、国の船と使用が不可能。

(3) 南洋群島地域への慰霊墓参団派遣については可能になりま  
 したが、墓参団の派遣にあつて多額の経費が必要でありま  
 すので、その経費を援助くださるようお願いいたします。

3 産業基盤の整備拡充と産業の振興要請

(1) 熱帯農業研究所の設置について

ア 沖縄には農業に関する国立の研究機関がなく、また、高度な技術者が少ないことも関連して基礎的研究が乏しく支障を来している現状である。

イ 沖縄において若い世代に技術を継承することは、日本政府が将来東南アジアの技術開発、技術援助の施策を講ずるうえで大きく貢献すると信ずるので、沖縄に熱帯農業研究所を設置していただきたい。

(2) 道路港湾の整備拡充の資金援助を増大してもらいたい。

道路・港湾などのいわゆる産業基盤の整備拡充は諸産業の生産性を高め、コストの引下げ、輸送能率の増進ならびに観光事業の振興に与える影響は極めて大きいので、援助資金を増大してくださるよう要請します。

(3) 住宅対策に対する援助資金を配慮してくださるよう要請します。

ア 沖縄住宅金融公庫を1969年度に設立するので、これ



に返還するよう米国政府に強く要請していただきたい。

8 旧日本軍飛行場用地を旧地主に返還することについて

宮古島の平良市・下地町・上野村の旧日本軍飛行場用地は旧日本軍により昭和18年から同19年にかけて戦争遂行のために、戦争が終れば返還するという条件で強制的に接収されたものである。

しかるに該土地は戦後も日本国有財産として米国民政府が管理しており、戦後20余年にわたり返還要請をしてきたが、未だ実現しない状態にある。早急に返還が実現するよう特別な配慮をお願いしたい。

9 沖縄船舶および乗組員の保護権について

1967年5月9日の「日米協議委員会」で日の丸旗の併場について合意に達し、同年7月1日掲揚が実現し、安全操業と精神的支柱を得て大きく役立つている。

しかし、同日の同委員会において「海外における沖縄住民に対する日本政府の一義的保護権についても合意に達した」と発表されているが、乗組員が外国の港に上陸した時は、日本の外交保護権で保護されているが、船舶に乗り組んでいる間または公海航行中は、船舶ともに米政府の保護権で保護されている。

そのために船舶およびその乗組員の安全を図るうえで（緊急事

）

おらぬはなうら。

態の措置または水産行政の推進上)支障が多いので沖縄の船舶およびその乗組員の保護を日本政府の保護権で行使できるよう推進していただきたい。

◎その他の要請

1 市町村財政強化に対する援助

- (1) 市町村財政需要を充足するには、琉球政府の財政事情では充分でない。
- (2) 一般財源を強化して財政の窮状を打開し、行政水準を本土類似県並みに引上げる措置が必要である。

2 資金運用部資金に対する援助(市町村へ貸付する分の財源として)

- (1) 琉球政府では資金運用部資金を設置して公社・公庫および市町村の公営事業に要する経費についても貸付けている。
- (2) 資金枠が限られているため、市町村の需要を充たしていない。
- (3) また、貸付の対象が、独立採算制のある事業に限られている。したがって、庁舎の建設および公共施設の建設に要する経費は市中銀行から借り入れている。
- (4) 本土政府からの資金援助により貸付枠、貸付対照を拡大し公共施設等の建設経費にも長期低利融資が受けられるよう市



町村の需要をみたすようにしたい。

3 警察装備および資器材強化のための経費の援助

警察の車両および警備・捜査・鑑識等の資器材が不十分であり、これを早急に充実強化する必要があるので、その経費を援助していただきたい。

必要経費額 26万2千500円

4 警察通信施設強化のための経費の援助

現在、磁石式電話交換機を使用しており、これを早急に自動式に切替える必要があり、また無線電話についても不感地帯が多いので、これらの解消のため経費を援助していただきたい。

自動交換機所経費（沖縄本島のみ） 42万円

無線中継所2か所の新設費 1万4千7百44円

5 日琉警察間の直通電話回線の開設およびその運営費の援助

捜査手配等の業務連絡が増加しているため、警察庁と琉球警察間に直通の電話回線を開設し、その施設・運営費を援助していただきたい。

年間の通話料 2万1千9百円

（1日3回×20分＝60分 1人当たり約60円）

なお、施設費は不要。

6 大型救難艇の建造とその運営費の援助

現在、保有している130トン救難艇（1隻）では小さいために、沖縄における海上の救難活動には無理であるので、350トンの大型救難艇の建造とその運営費を援助していただきたい。

建造費 76万6千5百44円

運営費 年間（第1年次）14万6千8百91円

7 戦前郵便貯金等の払いもどしの早期実現について

戦前郵便貯金等は、戦後支払いが停止され、その早期支払いが要望されているが、通貨価値変動による換算が問題となり、まだ支払いの実現を見ないので、債権者の要望にそつた解決をみるよう取り計らってほしい。

貯金等現在高

件数 348,864件 金額 8千2百27万7千5円

内訳

種別	件数	金額
郵便貯金	174,872件	66,792,673円
郵便為替	432	310,114
郵便振替貯金	72	93,724
郵便貯金切手	732	1,478
簡易生命保険	170,946	12,815,001
郵便年金	1,803	2,264,115
計	348,864	82,277,105

8 本土並み税制を目標とする税制改正に関し、その指導助言のための講師派遣

施政権の返還に備えて本土との一体化を進めるために、本土並み税制を目標とする税制改正を今後3年を目途にして行なうが、現行税制は体系および負担率において政府税に偏重しているきらいがあるので、政府税、地方税ならびに各税目を通じて資源が適正に配分できるような税制の整備合理化を図っていくことにし、また住民1人あたり国民所得がほぼ同じレベルにある県、あるいは財政規模、人口など類似しているようないわゆる類似県などの税負担を目標として各税目間の均衡をはかっていくことにしています。

以上のような考え方に立つて、税制改正を行なっていくうえにおいて、その方法等について直接指導助言をくださるよう援助方をおねがいたします。

9 飛行場周辺の爆音防止対策

嘉手納・伊江村においては、住民の居住地域が飛行場に隣接しており、航空機から発する爆音により日夜なやまされ、不安な生活を余儀なくされている。琉球政府としても、調査したところ、聴力低下、難聴、イライラ等爆音が地域住民に精神的・肉体的苦痛を与えていることを認め、高等弁務官に対し、爆音

防止策を強く要請しているが、未だにその解決をみていないので、日本政府として米国政府に対し早急に爆音防止策を講ずるよう強く要請していただきたい。

10 油流出事故

宜野湾市および嘉手納村において米軍施設から油が流出し、住民の飲料水源地および井戸を汚染したほか、農耕地や農作物にも多大の被害を及ぼし、住民に恐怖と損害を与えている事故が発生している。

これについては、早期適正補償を行なうとともに、人命に関する重要な問題でもあるので、抜本的な対策を講ずるよう米国政府に強く要請してもらいたい。

F. T. アンガー高等弁務官と田中電夫

総務長官との会談に関する共同声明

1968年1月24日

F. T. アンガー高等弁務官は田中電夫総務長官と今朝二時間余にわたって会談した。昨年11月25日、総務長官に就任後、はじめて沖縄を訪問中の田中長官は今回の訪問は沖縄の現状に対する理解を深めるための実情視察であり、これによつて直接得た知識を今後の日本政府の政策に反映することが出来ると述べた。

田中長官を歓迎するにあつて、高等弁務官は昨年11月のジョンソン大統領と佐藤総理大臣との会談の結果、沖縄に関する日米協力が新段階を迎えた折から長官の沖縄訪問はまことに時宜に適したものであると強調した。

これに関連して、高等弁務官は日本政府の沖縄に対する援助費の増額について、日米間の合意及び近く発足する高等弁務官に対する諮問委員会の組織及び任務に関する両政府間の最近の交換公文に鑑み長官の訪問は特に意義深いものであると指摘した。

総務長官は来年度の日本の対沖縄援助につき、簡便な手続で迅速に合意するにあたり高等弁務官の理解と協力の得られたことに対して感謝の意を表明した。

高等弁務官と総務長官は沖縄が弱極的に日本に返還される際に生ずる困難を最少限にし、沖縄と日本本土との一体化を促進するためには沖縄の実情のあらゆる

面を十二分に調査することが必要であることについて合意した。この点について高等弁務官と総務長官は、諮問委員会が有意義な貢献をすることが期待される旨強調した。

これに関連して、総務長官は、一体化を達成するために必要と考えられる施策の概要について説明し、日本政府はこの目的のため出来る限りの貢献をする用意がある旨述べた。

総務長官は、その例として日本は沖縄の総合的な実地調査を行ない、その結果をすべての関係者の利用に供したい旨述べた。

それを受けて高等弁務官は、念願の目標に資するあらゆる適切な措置を歓迎する旨述べた。

本会談において、総務長官と高等弁務官は、具体的な決定はみなかつたものにはないが、沖縄に関するその他の事項についても意見を交換した。

高等弁務官及び田中長官は、今回行なわれた広範囲にわたる意見の交換が佐藤総理及びジョンソン大統領によつて定められた諸目的を達成するのに役だつものであることに意見の一致をみた。

この会談には、日本側は山野総理府特運局長、高杉在那務日本政府南方連絡事務所長、及川総理府特運局援助業務課長、佐藤外務省北米局北米課事務官が参加した。

高等弁務官  
本国側は、スタンリー S. カーペンター民政官、J. P. ステイプラー特別補佐官、ジョセフ S. エヴァンス広報局長、ハワード・マツケロイ渉外局員、ジョージ K. サンキー通訳官が出席した。

JOINT STATEMENT ISSUED AT CONCLUSION OF MEETING BETWEEN HIGH COMMISSIONER F. T. UNGER AND TATSUO TANAKA, DIRECTOR GENERAL OF THE OFFICE OF THE PRIME MINISTER OF JAPAN 24 JANUARY 1968

The High Commissioner and the Director General met for over two hours this morning with Tatsuo Tanaka, Director General of the Office of the Prime Minister of Japan. Director General Tanaka who assumed his present position on 25 November 1967 is making his first visit to Okinawa and has described it as a fact-finding tour to deepen his understanding of the realities of the situation in the Ryukyus so that his first-hand information could be reflected in the future policy of the Government of Japan. In welcoming the Director General, the High Commissioner emphasized that his visit was particularly timely since U.S.-Japan cooperation concerning Okinawa now has entered into a new stage as a result of last November's talks between President Johnson and Prime Minister Sato. In this connection, the High Commissioner pointed out that the visit was particularly significant in view of the U.S.-Japan agreement on the increased aid of the Government of Japan to the Ryukyus and the recent exchange of notes between the two governments concerning the organization and terms of reference of the Advisory Committee to the High Commissioner which is about to begin its work. The Director General expressed his appreciation for the understanding and cooperation extended by the High Commissioner which led to the expeditious agreement on Japanese aid to the Ryukyus for the coming fiscal year by the utilization of simplified procedures. The High Commissioner and the Director General agreed on the need for a full and complete study of all aspects of the Okinawan situation to minimize the difficulties involved in the ultimate reversion of the Ryukyu Islands to Japan and to promote "oneness" of Okinawans and Japanese in the future.

(OAGS)

(ittai) of Okinawa and Japan proper. In this respect the High Commissioner and the Director General emphasized the significant contribution that the Advisory Committee was expected to make. In this connection, the Director General explained detailed measures he considered necessary to attain "oneness" (ittai) and stated that the Government of Japan was prepared to contribute to the maximum extent possible to this end. For example, he said, the Government of Japan would be willing to conduct a comprehensive fact-finding survey whose findings would be made available to all concerned. In response, the High Commissioner said he would welcome all appropriate contributions leading to the desired goal. At the meeting the Director General and the High Commissioner also exchanged views on other matters pertaining to Okinawa although no substantive decisions were taken. The High Commissioner and the Director General agreed that the wide-ranging exchange of views which had taken place would be helpful in implementing the objectives set forth by President Johnson and Prime Minister Sato. Others present at the meeting included, on the Japanese side, Kokichi Yamanoguchi, Director, Special Areas Liaison Bureau (SALB); Kanji Takasugi, Chief, Japanese Government Nampo Liaison Office, Naha; Kenzo Oikawa, Chief, Technical and Economic Aid Section, SALB; and Yukio Sato, North America Section of North American Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs of Japan. The American participants included Stanley S. Carpenter, Civil Administrator; Colonel J. P. Stabler, Special Assistant to the High Commissioner; Joseph S. Evans, Jr., Director, Public Affairs Department, U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR); Howard McElroy, Liaison Department, USCAR, and George K. Sankey, Language Aide to the High Commissioner.

END  
HIGH COMMISSIONER'S OFFICE  
P.O. BOX 1000, NAGOYA, JAPAN